

【 環 境 省 】

- 1 がれきや被災自動車等の震災廃棄物、堆積土砂等の長期的な集積は、事故の危険や環境の悪化などの問題が生じることから、土地（海、河川、湖沼等を含む）の管理・所有形態にかかわらず、沿岸部・内陸部を通じて全額国費により、早期に撤去することを求めます。

- 2 がれき等の早期の処理に向けての国有地の提供や人的支援、撤去に伴う制度問題への対応、処理等への技術的な支援など、国の責任において総合的な対策の措置を求めます。

- 3 地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生に用いられる自然環境整備交付金については国定公園のみに限定されているが、県立公園や国立公園における取り組みについても補助の対象とすることを求めます。